

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

背景

GPS機器を用いた位置情報の取得行為等

- 近年、元交際相手等の使用する自動車等にGPS機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案等が発生。

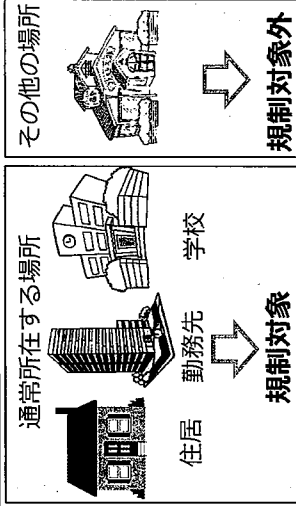
【事例1】元交際相手の自動車にひそかにGPS機器を取り付け、その位置情報を基に、押し掛け、復讐を求めたほか、転居先に赴いて、窓ガラスを割り、その後、相手方が元々住んでいた住宅を放火した。

【事例2】一方的に好意を抱いた女性のスマートフォンに位置情報等を取ることができ、アプリケーションを無断でインストールして、位置情報等を取得し、その動静を監視したものの。

- 令和2年7月30日付けの最高裁判決において、GPS機器等を用いて動静を観察する行為が、ストーカー規制法の「住居等の付近における見張り」をする行為に該当するためには、GPS機器等を用いる場合であっても、特定の者等の「住居等」の付近という一定の場所で同所での特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要すると判示。

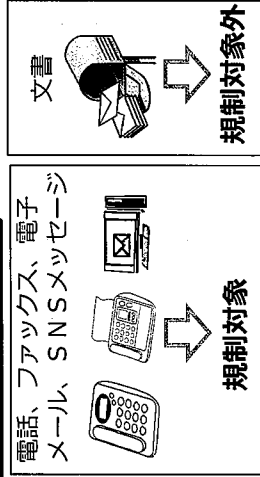
住居等の付近等以外の場所における見張り等

- 現行法は、相手方の「住居、勤務先、学校その他通常所在する場所」の付近における見張り、押し掛け等を「つきまとい等」として規制。
- こうした中、最近、住居等には当たらないが、相手方が現に所在する場所の付近等における見張り等が行われる事案が発生。



拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為

- 現行法は、拒まれたのに、連続して、電話、ファックス、電子メール、SNSメッセージを送信する行為を規制。
- 一方、連続して文書を送付する行為は、規制対象とされていないが、ストーカー事案における典型的な行為として、依然発生。



改正の概要

- 1 規制対象行為の拡大**
以下の行為を新たに規制する。
 - (1) GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等**
 - 相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る位置情報を取得する行為を規制する。
 - 相手方の承諾なく、その所持する物に、GPS機器等を取り付けける等の行為を規制する。
 - (2) 相手方が現に所在する場所の付近における見張り等**
現行の住居等の通常所在する場所に加えて、現に所在する場所の付近における見張り、うるつき、同所への押し掛けを規制する。
 - (3) 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為**
現行の電話、ファックス、電子メール、SNSメッセージに加えて、拒まれたにもかかわらず、文書を連続して送付する行為を規制する。
- 2 禁止命令等の方法に係る規定の整備**
禁止命令等について、書類を送達して行うこととする。
(住所及び居所が明らかでない場合には公示送達。)
- 3 施行日**
 - 1(2)・(3)については公布の日から起算して20日を経過した日、1(1)・2については公布の日から起算して3月を経過した日。

禁止命令書等の受領拒否等

禁止命令書等について、正当な理由なく受領を拒否する事案等が発生。